

令和 7 年 9 月 19 日

第 5 回南知多町議会定例会会議録

## 1 議 事 日 程

9月19日（最終日）

- 日程第1 認定議案第1号 令和6年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第2 認定議案第2号 令和6年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第3 認定議案第3号 令和6年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第4 認定議案第4号 令和6年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第5 認定議案第5号 令和6年度南知多町水道事業会計決算認定
- 日程第6 認定議案第6号 令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計決算認定
- 日程第7 議案第54号 南知多町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第55号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第56号 南知多町漁業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第57号 南知多町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第58号 南知多町職員の育児休業等に関する条例及び南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第59号 南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第60号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第61号 令和7年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第62号 令和7年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第63号 令和7年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 請願第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願
- 日程第18 請願第3号 「日本政府・国会に選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを求める意見書」の提出を求める請願

日程第19 発議第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

日程第20 発議第8号 非核平和都市宣言を求める意見書

日程第21 閉会中の継続審査（調査）について

## 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

## 3 議員の出欠席状況

出席議員 (10名)

1番	木 藤 創 大	2番	橋 本 由岐穂
3番	山 本 優 作	4番	鈴 木 浩 二
5番	内 田 保	6番	石 垣 菊 藏
7番	服 部 光 男	8番	藤 井 満 久
9番	吉 原 一 治	10番	榎 戸 陵 友

欠席議員 (なし)

## 4 説明のため出席した者の職・氏名

町 長	石 黒 和 彦	副 町 長	高 田 順 平
総務部長	山 本 剛 資	総務課長	鈴 木 和 芳
防災交通課長	山 下 哲 矢	税務課長	相 川 和 英
企画財政課長	坂 本 圭 志	建設経済部長	田 中 直 之
建設課長	石 黒 俊 光	まちなみ環境課長	田 中 達 也
産業振興課長	奥 川 広 康	水 道 課 長	相 川 久 紀
厚生部長	坂 口 増 和	住 民 課 長	山 本 有 里
ふくし課長	宮 地 利 式	健康こども課長	伊 藤 尊 人
教育長	高 橋 篤	教 育 部 長	鈴 木 淳 二
教育課長	富 田 和 彦	成長戦略室長	山 本 剛
会計管理者 兼会計課長	内 田 純 慈		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 坂本有二 記 記 松本満砂  
書 記 谷川和亮

[ 開議 9時30分 ]

○議長（鈴木浩二君）

皆さん、おはようございます。

去る9月3日の本会議におきまして、各委員会に付託されました重要案件につきましては、慎重審査をしていただき誠に御苦労さまでした。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

---

日程第1 認定議案第1号 令和6年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定

○議長（鈴木浩二君）

日程第1、認定議案第1号 令和6年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

○文教建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました認定議案第1号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る9日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず順次各課、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

まちなみ環境課関係について。

質疑としまして、耐震改修費等補助金について、住民などから制度拡充の要望は出ているか。答弁としまして、新たな制度拡充の要望はございません。

次の質疑としまして、日間賀島最終処分場汚水処理施設管理業務委託及びダイオキシン類等測定業務委託はいつまで行う予定か。答弁としまして、現在、最終処分場の閉鎖に向けた業務を行っておりますが、最終処分場から放流水の水質が安定するまで委託を継続する必要があります。

次に、産業振興課関係について。

質疑としまして、南知多町地域応援クーポン発行事業のクーポン利用率、反省点、改善点についてどのように捉えているか。答弁としまして、令和6年度のクーポン利用率は94.9%です。新たな取組として、3,000円のクーポンを1,500円ずつ共通券と小規模店舗券に分けて発行した結果、町内小規模店舗での利用が前年より約20%増加しております。一方で、全体の利用率は前年より約2%減少しております。令和7年度は、町公式LINEなどを活用し利用促進に努めてまいります。

次の質疑としまして、観光宣伝委託料はどこに委託しているのか。答弁としまして、南知多町観光協会に委託しています。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

次に、石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊藏君）

ただいま上程されました認定議案第1号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る11日、全委員の出席の下に委員会を開催し、本議案の審査をいたしました。

まず、順次各課、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

会計課関係について。

質疑としまして、指定金融機関出納事務取扱手数料について、物価高騰による金額の引上げはあったのか。答弁としまして、毎年、予算編成時に協議していますが、令和4年に知多信用金庫を指定してから金額の引上げはありません。

次に、住民課関係について。

質疑としまして、戸籍住民基本台帳手数料が前年度と比較して減少した理由は何か。

答弁としまして、令和6年3月1日から戸籍証明書等の交付申請が本籍地以外の市町村役場でも可能となり、戸籍証明書等の交付件数が前年度と比較して約1,800件減少したためです。

次の質疑としまして、社会福祉医療費の扶助費不用額の理由は何か。答弁としまして、

医療費の伸び率が予算編成時に想定したよりも少なかったためです。

次に、ふくし課関係について。

質疑としまして、訪問介護業務従事者確保等補助金について、補助金の利用実績を確認しているか。答弁としまして、事業所からの実績報告を確認した後、補助金を交付しています。

次の質疑としまして、障害者総合支援事業費の介護給付費が増額している要因は。答弁としまして、主に就労継続支援の利用者が増加したためです。

次に、健康こども課関係について。

質疑としまして、予防費の委託料不用額の理由は何か。答弁としまして、主な理由は、新型コロナ接種委託料について、2,700人の接種を見込んでいたところ、実績が390人にとどまったことによるものです。

次に、税務課関係について。

質疑としまして、町税等還付金について、どのような理由による還付金で何件分か。答弁としまして、確定申告書の期限後提出や償却資産の修正申告等によるもので、176件分です。

次に、総務課関係について。

質疑としまして、月80時間または100時間を超える超過勤務を行った職員は、産業医の面接指導につなげているか。答弁としまして、月80時間または100時間を超える超過勤務を行った職員は、衛生委員会に報告の上、産業医による面接指導を行っています。

次の質疑としまして、労働安全衛生法に基づき産業医の面接を受けた職員は何名であったか。答弁としまして、4名です。

次に、防災交通課関係について。

質疑としまして、消防施設費において負担金・補助金及び交付金の不用額225万1,923円の理由は何か。答弁としまして、主な理由は、篠島で予定していた消火栓の新設が、愛知県の防潮壁新設工事の遅延の影響で実施できなかつたことによるものです。

次に、企画財政課関係について。

質疑としまして、離島振興懇談会運営協議会の内容や出席者はどういったものか。また、会費5万円は何に使用されているか。答弁としまして、愛知県離島3島について課題と振興策等の意見交換を行う会となります。出席者は、愛知県知事、愛知県関係部署の局長、愛知県議会議員、西尾市、南知多町です。また、会費は出席者が移動するため

の海上タクシー利用料です。

次の質疑としまして、リニア期成同盟会の負担金について、報道にあるようにストップしているが負担金は必要なかったのではないか。答弁としまして、国等への要望活動等を行うなど、愛知県、市町村が一致団結してリニアを最大限に生かすべく交通ネットワークの強化を目指しております、必要性があると判断しています。

次に、成長戦略室関係について。

質疑としまして、南知多町ふるさと産品創出等支援事業費補助金について、クラウドファンディング参加事業者が目標を達成できるよう、具体的にどのような対策や支援を行ったのか。答弁としまして、検索連動型広告の実施や写真を充実させるなどの返礼品のブラッシュアップ支援です。

次の質疑としまして、備品購入費で倉庫を購入しているが、用途は何か。答弁としまして、町PR用段ボールを保管するため購入したものです。

次の質疑としまして、委託料の多額の不用額は何か。答弁としまして、総務省基準の厳格化に対応するため、返礼品割合と送料について、それぞれ想定していたより低い経費で運営できたため、不用額となったものであります。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定いたしました。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（鈴木浩二君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。

討論の発言を許します。

5番、内田保議員。

#### ○5番（内田 保君）

それでは、認定議案第1号 令和6年度一般会計決算認定に反対の立場から討論いたします。

まず令和6年度決算は、様々な投資的事業を実施し町民の声に応えております。子ど

もたちの医療費無料化や給食費補助、漁港の改修、師崎観光センター整備等評価すべきことはたくさんある決算でもあります。しかし、町民の税金の使い方で以下の4点に絞って問題ある決算であることを指摘し、反対討論といたします。

第1の問題は、国民健康保険特別会計への一般会計からの繰り出しが少ない決算です。国民健康保険は、最後は誰でもお世話になる保険であります。国民健康保険特別会計への2,585万4,000円の繰り出しだけでは足りません。南知多町の国保税は県下でも一、二を争うぐらい高い保険税となっております。全国知事会でも問題にしている、特に赤ちゃんでも払わざるを得ない均等割税は納得できるものではありません。一般会計から国保特別会計へ3,000万円ほど、以前はそうでした。赤ちゃんの均等割ゼロを実現するための手立てを講じるべきであるにもかかわらず、投入しなかった決算は反対であります。

第2の問題点は、令和6年度基金には5本で5億円の様々な債権基金がございます。含み損を膨らませており問題です。そして、その現状と利用課題等の問題点が丁寧に説明されていないこともその決算となっております。

資料から指摘いたします。

1本目は、利付国債40年を都市計画事業基金として、令和元年に1億円で購入しております。満期が令和38年までで、現在の含み損は4,919万1,000円です。

2本目の240回共同発行市場公募地方債、財政調整基金として令和5年度に1億円で購入しております。満期は令和15年で、既に含み損が439万9,000円となっております。

3本目は、愛知県令和5年度13回公募公債、グリーンボンドを公共施設等の整備基金で、令和5年に1億円購入しております。満期は令和10年ですが、既に含み損が172万円発生しております。

4本目は、愛知県令和6年度14回公募公債、グリーンボンドでございますが、財政調整基金として令和6年度に1億円購入しております。令和11年度が満期でございますが、しかし、既に5年度に同公債を購入し含み損が発生しているのに購入しているとの関係でございます。この令和6年度に購入したものも126万円の含み損となっております。

5本目は令和7年、今年ですね、1億円購入した公共施設の整備基金が愛知県令和7年度第1回公募債ですが、これも4月15日に購入し、既に29万円の含み損となっております。

つまり、基金全体の含み損は全体で5,668万円もあります。特に令和5年度の財政調整基金の1億円債券が既に439万円、公共施設の1億円の含み損が172万円あるのに、令和6年度に財政調整基金1億円の債券を購入し、126万円の含み損を発生させております。結局、5年、10年、40年と持ち続けざるを得なくなっています。含み損は今手放した場合の損を想定しておりますけれど、ひょっとして必要になるかもしれません。

また、普通預金よりも利率が高く、利息が定期的に入ってくるということならば、この利息分を利用した政策も立てられるはずです。それも明確にしておりません。令和6年度に買った債券は、年間約80万円の利息が入るそうでございます。2期に分けて入るそうです。ならば、例えばさきの国保税の赤ちゃんの均等割をゼロ円にするなど、住民の福祉や教育に使えばもっと住民のための施策ができたはずです。

決算では、この各種債券の巨額の含み損や利息等のその説明がされておりません。また、この5億円が本当に緊急に必要なときが来ないのか、ためるだけで、債券基金を利用した福祉・生活への配慮がなされていないこの決算は反対いたします。

第3の問題は、知多滞納整理機構への負担金支出はやめるべき決算です。

滞納整理機構に対する負担金は50万円支出されているのは問題です。整理機構は、差押えを前提とした住民の生活実態の把握を二の次にする強制的な取立て組織です。直ちに撤退し、南知多町の税務課が債権者に、住民に寄り添い、払いたくても払えない方への解決策を、住民と共に払える、考える体制にするべきであると考えます。

まず、武豊町のように収納課を設置するなり、今の収納係の体制を工夫し、滞納から滞納者の支援につながるような体制づくりこそ町の役割です。住民に寄り添わない徴収計画を押しつける整理機構50万円支出は、納得できない支出である決算でございます。

最後の第4の問題は、リニア新幹線建設促進期成同盟会の負担金はやっぱりやめるべき決算です。

南知多町は同盟会に毎年3,000円支出しております。リニア工事には9兆円投入するという巨額な国費、県民負担を生む強引な計画です。既に2013年当時、JR東海の社長は、リニアは絶対ペイしないと記者会見で明らかにしたのは有名です。採算が取れず、地上新幹線との共倒れも予想されております。

また、ルートの8割がトンネルです。大井川の水がれ問題で、静岡県では知事の压力でいまだに工事を進めておられません。既に掘り進んだ残土処理問題でも有害物質処理でも問題となっております。電磁波、大量の電力問題でも、原発再稼働の新增設の呼び

水となっております。

今の新幹線収益に頼らざるを得ないリニアは問題です。原発と同じような将来に禍根を残すことが予想される負担金はやめるべきです。

以上 4 点をもって一般会計決算の認定に反対いたします。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成の討論に入ります。

山本優作議員から賛成討論の通告がありますので、討論の発言を許します。

3 番、山本優作議員。

○3 番（山本優作君）

議長のお許しをいただきましたので、認定議案第 1 号 令和 6 年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

今回の令和 6 年度南知多町一般会計歳入歳出決算認定の内容については、令和 6 年 3 月議会において審議、可決され、また、これまでの定例会や臨時会で審議、可決されてきた補正予算の内容に沿って執行されたものであり、適切に執行されなかったケースとして不当に支出していたケースもなかつたことから、特に反対すべき理由はなく、賛成すべきものであると考えます。

また、本件については、常任委員会に付託され、榎戸文教建設常任委員会委員長、石垣総務厚生常任委員会委員長より、本件について慎重審査の上採決した結果、全て認定であるという報告があり、私もその報告を尊重し、本決算認定に賛成するものであります。

最後に、同僚議員の御賛同を心よりお願いして、以上で私の賛成討論を終わります。よろしくお願いします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第 1 号の件を採決いたします。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する各委員長の報告は認定であります。本件は各委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成 8 人、反対 1 人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

## 日程第 2 認定議案第 2 号 令和 6 年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 認定

### ○議長（鈴木浩二君）

日程第 2、認定議案第 2 号 令和 6 年度南知多町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

### ○総務厚生委員長（石垣菊藏君）

ただいま上程されました認定議案第 2 号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、被保険者のうちで日本国籍以外の方は何人か。答弁としまして、154 人です。

次の質疑としまして、国民健康保険税の不納欠損の人数と理由は何か。答弁としまして、不納欠損 16 人のうち生活困窮が 10 人、外国人・行方不明が 5 人、死亡が 1 人です。

次の質疑としまして、脳ドックと人間ドックは希望者全員が受けられるのか。答弁としまして、全員の方に受けさせていただきました。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定いたしました。

以上で報告を終わります。

### ○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。

討論の発言を許します。

5番、内田保議員。

○ 5番（内田 保君）

それでは、認定議案第2号 令和6年度国民健康保険特別会計決算認定に反対の立場から討論いたします。

一番の問題は、国保税の均等割軽減措置が不十分であり、一般会計決算でも指摘したように高過ぎる保険料になっているというからです。

2点、問題を指摘いたします。

第1に、国民健康保険と協会けんぽを比較すると、国保は赤ちゃんが生まれたら均等割徴収という理不尽な徴収制度もあり、それを改善する手だても不十分な決算です。もっと一般会計からの繰入れを増やし、軽減措置を取るべきです。

また、実質収支も6,396万1,000円あります。未就学の均等割負担をゼロ円にすることは十分配慮できたはずです。均等割税は未就学まで半額の軽減措置が国からありますが、1人当たり約2万5,000円です。全額を軽減するべきです。赤ちゃんだけならば全国民健康保険の加入者と仮定しても、2万4,750円掛ける40人分で約99万円増やせばよかつたわけです。未就学だけならば、2万4,750円掛ける209人分で年間約517万円を増額すれば実現できる数字です。基金の使い方等をうまくやればできることをしなかったのは問題ある決算です。

国保会計も基金が8,469万円あって、令和6年度はほとんど利用されておりません。あわせて愛知県にも強く補助金の復活を要望したのでしょうか。愛知県の納付金は4年間で約24%増額したことにより、市町村の値上げが進み、南知多町も例外ではありません。高齢化、人口減の構造をそのままにし、減ったら国保負担で加入者の責任にするのは間違っております。愛知県に過去にあった補助金の復活をさせるよう強く要望すべきです。愛知県の予算規模ならば、国保の3万円の引下げも可能です。愛知県の令和6年度一般会計は3兆1,305億3,851円です。3万円の引下げに必要なお金は351億円です。

また、第2に、この決算では相変わらず知多地方のほかの自治体ではない議員を国保運営協議会の委員にさせ、報酬の6,300円を支給し、談合政治の一翼を担わせている決算です。議員歳費と合わせた二重支給の不正常な会計です。非民主的な議会議員を参加させる審議会予算はやめるべきです。議員は議会で国保税の値上げの問題をただすべき

です。運営協議会の民主主義を町長は劣化させております。町当局とのあらかじめの談合政治に押しつけるもので、直ちに解消すべきです。公募による多くの町民の声こそ大事にすべきです。

以上、不適切・不正常な国民健康保険決算認定に反対する討論といたします。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第2号の件を採決いたします。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は認定であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成8、反対1、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

日程第3 認定議案第3号 令和6年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○議長（鈴木浩二君）

日程第3、認定議案第3号 令和6年度南知多町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました認定議案第3号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより認定議案第3号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。本件は委員長の報告のとおり決するこ  
とに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

日程第4 認定議案第4号 令和6年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定

○議長（鈴木浩二君）

日程第4、認定議案第4号 令和6年度南知多町介護保険特別会計歳入歳出決算認定  
の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊藏君）

ただいま上程されました認定議案第4号に対する当委員会の審査の経過並びに結果に  
ついて御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、介護保険料の不納欠損した人数とその理由は何か。答弁としまして、  
4人で、主に生活困窮や死亡によるものです。

慎重審査の上、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から反対討論の通告があります。

討論の発言を許します。

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

それでは、認定議案第4号、令和6年度介護保険特別会計決算認定について、反対の立場から討論いたします。

2点、問題点を指摘いたします。

まず第1点は、国保運営協議会の問題と同じく介護保険運営協議会でも参加させるべきでない議員を審議会に参加させ、報酬を支払っている決算は認められないということです。

町長が、議員を介護保険料の原案を扱う協議会に参加させていることは問題です。町長が規則変更し、議員枠を削除すれば済むことです。議会と執行機関の補助機関である審議会の区別を明確にさせが必要です。議員は、議会で町長の提案の介護保険料をチェックすることが本来の職務です。審議会、協議会は、広く議員以外の町民の皆さんのお意見を聞く機会とすべきです。国でも県でもそうなっておりまます。

また、報酬の二重取りもやめるべきです。既に議員は報酬を受けております。6,300円の二重報酬は町民は納得できません。

町長は直ちに規則変更し、正常な議会と町執行機関との関係の在り方に正すべきです。このような不正常の制度になっている町は、この知多半島に南知多町以外はありません。談合を誘発する介護保険決算には反対でございます。

第2点は、介護保険料が令和6年度から基準額を5,000円から5,200円に200円引き上げなくともよかつたのではないかと思われる決算なので、これは反対いたします。

令和6年度は第9期介護保険料の決算の初年度です。9期保険料段階は、所得者の1から3段階までの保険料が引き下がれ、段階も12から15段階に引き上げられ、改善したことは評価できます。しかし、基準保険料を200円引き上げなくても十分にできた決

算です。介護保険の基金は、令和5年度2億2,000万円が令和6年度2億1,000万円であり、約1,000万円減っているだけです。令和6年度の基金の積立ては2,202万円で、令和5年度より663万円増えております。逆に介護保険給付費は、令和5年度より約2,158万円ほど減っております。そして、全体の歳出全体の不用額が1億777万6,283円である決算となっております。

本来、国の指導モデルでは基金を全額利用することが求められているのに、令和6年度決算は相変わらず2億円の基金を残し、基金を利用せず、逆に積み上げようとする介護保険決算となっております。つまり、結果的に保険者から保険料を集め過ぎていると思われます。介護保険準備基金を国の指導どおり2億円利用していれば、200円上げなくとも十分やっていけたと推察できます。保険者に多額の負担を負わせる介護保険決算は問題です。令和7年度9月の介護保険の補正予算でも、3,797万円の介護準備基金への積み上げとなっております。介護保険料を集め過ぎている決算を認められません。

以上2点を指摘して、この決算認定に反対する討論といたします。

○議長（鈴木浩二君）

次に、賛成の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより認定議案第4号の件を採決いたします。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は認定であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成8人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

#### 日程第5 認定議案第5号 令和6年度南知多町水道事業会計決算認定

○議長（鈴木浩二君）

日程第5、認定議案第5号 令和6年度南知多町水道事業会計決算認定の件を議題と

いたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

○文教建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました認定議案第5号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより認定議案第5号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

日程第6 認定議案第6号 令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計決算認定

○議長（鈴木浩二君）

日程第6、認定議案第6号 令和6年度南知多町漁業集落排水事業会計決算認定の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

○文教建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました認定議案第6号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより認定議案第6号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

日程第7 議案第54号 南知多町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第7、議案第54号 南知多町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

○文教建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第54号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第54号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第55号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第8、議案第55号 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

○文教建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第55号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第55号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決するこ  
とに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第56号 南知多町漁業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正 する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第9、議案第56号 南知多町漁業集落排水施設の管理に関する条例の一部を改正  
する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、文教建設委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

○文教建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第56号に対する当委員会の審査の経過並びに結果につい  
て御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたし  
ました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第56号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第57号 南知多町税条例の一部を改正する条例について

##### ○議長（鈴木浩二君）

日程第10、議案第57号 南知多町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

##### ○総務厚生委員長（石垣菊藏君）

ただいま上程されました議案第57号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

##### ○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第57号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第58号 南知多町職員の育児休業等に関する条例及び南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（鈴木浩二君）

日程第11、議案第58号 南知多町職員の育児休業等に関する条例及び南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第58号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、新設される第2号部分休業における上限時間のうち、非常勤職員以外の職員の77時間30分とはどういうことか。答弁としまして、正規職員の1日の勤務時間7時間45分を10日分に換算した時間です。

次の質疑としまして、非常勤職員における勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とはどういうことか。答弁としまして、会計年度任用職員の勤務時間は様々なため、各職員の1日の勤務時間を10日分に換算した時間です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第58号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第59号 南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

### ○議長（鈴木浩二君）

日程第12、議案第59号 南知多町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

### ○総務厚生委員長（石垣菊藏君）

ただいま上程されました議案第59号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

### ○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第59号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第13 議案第60号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第2号）

##### ○議長（鈴木浩二君）

日程第13、議案第60号 令和7年度南知多町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

##### ○文教建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました議案第60号に対する当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

各課、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

主な質疑もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

##### ○議長（鈴木浩二君）

次に、石垣総務厚生委員長。

##### ○総務厚生委員長（石垣菊藏君）

ただいま上程されました議案第60号のうち、当委員会に付託されました所管事項の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、順次各課、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

健康こども課関係について。

質疑しまして、健康管理システム改修業務は、妊婦に対するどのような支援につながるのか。答弁としまして、妊婦のための支援給付について、自治体間で給付履歴などを確認できるようにするための改修であり、手続の重複防止につながるものです。

企画財政課関係について。

質疑としまして、アスベスト調査はどの業者に委託する予定か。答弁としまして、業者の決定は指名競争入札により行う予定のため、現時点では決定しておりません。

成長戦略室関係について。

質疑としまして、ふるさと産品創出等補助金は、一般財源のどこから投入するのか。

答弁としまして、令和7年度当初予算で歳入として計上している10億円のふるさと納税寄附金から充当するものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第60号の件を採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。本件は各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第61号 令和7年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第14、議案第61号 令和7年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第61号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、国民健康保険システム改修を委託する業者はどこか。答弁としまして、システムの構築及び保守を行っている業者です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第61号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第62号 令和7年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第15、議案第62号 令和7年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第62号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なもののお概要を申し上げます。

質疑としまして、後期高齢者医療保険システム改修を委託する業者はどこか。答弁としまして、システムの構築及び保守を行っている業者です。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第62号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は10時35分といたします。

〔休憩 10時24分〕

〔再開 10時35分〕

○議長（鈴木浩二君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

---

日程第16 議案第63号 令和7年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（鈴木浩二君）

日程第16、議案第63号 令和7年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました議案第63号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、関係職員に議案に対する補足説明を求め、質疑を行いました。

質疑された主なものの概要を申し上げます。

質疑としまして、準備基金の3,797万9,000円は何か。答弁としまして、令和6年度介護保険特別会計決算余剰金から介護給付費などの精算に伴う返還金及び一般会計繰出金を差し引いた金額を準備基金へ積み立てるものです。

慎重審査の上、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第63号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 請願第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願

○議長（鈴木浩二君）

日程第17、請願第2号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、文教建設委員長の報告を求めます。

榎戸文教建設委員長。

○文教建設委員長（榎戸陵友君）

ただいま上程されました請願第2号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

請願に対して各委員に意見を求めました。

主な意見もなく、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成でありました。よって、本請願は採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより請願第2号の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

---

日程第18 請願第3号 「日本政府・国会に選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを求める意見書」の提出を求める請願

○議長（鈴木浩二君）

日程第18、請願第3号 「日本政府・国会に選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを求める意見書」の提出を求める請願の件を議題といたします。

本件に関し、総務厚生委員長の報告を求めます。

石垣総務厚生委員長。

○総務厚生委員長（石垣菊蔵君）

ただいま上程されました請願第3号に対する当委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

請願に対して各委員に意見を求めました。

意見としまして、夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数存在する。夫婦同姓を法律で強制するのは日本だけで、両性の平等と基本的な人権を掲げた憲法に反する。婚姻の際約95%が夫の姓になっているのは、間接的な女性差別である。通称使用の拡大では根本的な解決にならないとの意見でした。

慎重審査の上、採決の結果、反対多数により本請願を不採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木浩二君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

内田保議員から賛成討論の通告があります。

討論の発言を許します。

5番、内田保議員。

○5番（内田 保君）

それでは、請願第3号「日本政府・国会に選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを求める意見書」の請願に対して、紹介議員として賛成する立場から討論いたします。夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓や事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多数存在いたします。

民法750条の夫婦同姓の法律婚で、強制しているのは日本だけで、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。婚姻の際、約95%が夫の姓となっております。間接的な女性差別です。通称使用の拡大でという声がありますが、根本的な解決になりません。

女性差別撤廃委員会は2003年以降、繰り返し民法及び戸籍法における差別的規定廃止を日本政府に勧告しております。選択的夫婦別姓制度の導入については、2024年の勧告でも再び2年以内に実施状況を報告するよう強く求められております。国連人権理事会などの国際機関でも同様の勧告を繰り返しており、日本政府は自ら批准した国際人権規約条項の実施の意思を厳しく問われていると言えます。

法制審議会は、1996年、選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正要綱を答申しており

ます。最高裁は、2015年と2021年に夫婦同姓の強制は合憲という不当な判断をいたしましたが、しかし、制度の在り方は国民の判断、国会に委ねるとしました。最近の世論調査でも、約6割以上は選択的夫婦別姓制度に賛成であり、若年層ほど賛成が多くなっています。同制度の導入を求める地方議会の意見書も次々と採択されております。

2024年6月、2025年5月には、経団連が選択的夫婦別姓導入を求める提言を発表しております。そこでは、経団連は、D E I、選択肢のある社会の実現を目指し、女性活躍に対する制度の壁を乗り越えるという提言を発表しております。ダイバーシティー（多様性）、エクイティ（公平性）、インクルージョン（包摂性）をイノベーションの源泉であり、社会経済のサステナブル、持続可能な成長に欠かせない要素であり、企業のレジリエンス（回復力、適応力）を高めるためにも必要不可欠との立場を表明しております。そして、女性活躍のためには制度変革は急務だとしております。

企業として人口の半分を占める女性のエンパワーメントを実現するためには、女性活躍を阻害する社会制度の課題もあるとして、その一つが婚姻時の夫婦のいずれかの姓を選択しなければならない夫婦同姓制度、民法750条であり、この制度はD E Iの本質から照らし、時代とともに変化し、価値観が変わっていく考え方、社会実態に合わせて一人一人の選択肢を増やす観点からも見直しが必要であるとして、同制度を改め、希望すれば不自由なく自らの姓を自身で選択することができる制度を早期に実現すべく、政府に提言するとしております。

そして、旧姓使用の拡大ではトラブルとリスクが発生しており、経団連が調べたところの海外トラブルや様々な事例が明確しております。例えば契約の場合、多くの金融機関ではビジネスネームで口座をつくることや、クレジットカードを作ることができない、通称使用では不動産登記はできない。キャリアの上での弊害としては、研究者は論文や特許取得時は戸籍上の氏名が必須であり、キャリア分断は不利益を生ずる。海外に渡航する際の弊害として、社内ではビジネスネームが通称として浸透しているため、現地スタッフが通称でホテルを予約したならば、その結果、チェックイン時にパスポート姓名と違う、異なるという理由から宿泊を断られた。空港ではパスポートのI Cチップのデータの読み込みが、そこには旧姓は併記されていない。よって、出入国時にトラブルになる。このような事例が明確にされております。

同制度を直ちに導入することは、日本政府・国会が日本国民に対して果たすべき責任であると考えております。選択的夫婦別姓は、繰り返して言いますが、困っている人が

救われて、今までどおりがいい人は今までどおりができる、そういう選択の自由の広がる制度です。

ぜひ多くの議員の皆さんの賛同をお願いするものです。

○議長（鈴木浩二君）

次に、反対の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終了します。

これより請願第3号の件を採決いたします。採決は電子採決により行います。採決システムを起動します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。委員長の報告に賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

表決漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成8人、反対1人、賛成多数であります。よって、本件は不採択とすることに決定しました。

---

### 日程第19 発議第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書

○議長（鈴木浩二君）

日程第19、発議第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、山本優作議員。

○3番（山本優作君）

発議第7号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

提出者及び賛成者は、お手元の発議書のとおりであります。

本案は、学校現場における子どもたちの健全育成と様々な教育課程の克服のため、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願が

採択されたことにより、その趣旨に従って意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより発議第7号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 発議第8号 非核平和都市宣言を求める意見書

○議長（鈴木浩二君）

日程第20、発議第8号 非核平和都市宣言を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、橋本由岐穂議員。

○2番（橋本由岐穂君）

それでは、発議第8号 非核平和都市宣言を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

世界の恒久平和と人類の安全は全世界共通の願いです。

しかし、世界では今もなお、繰り返される戦争によって尊い命が失われ、核兵器の存在が人類の未来に深刻な脅威と不安をもたらしています。

我が国は世界で唯一の核兵器による戦争被爆国として、薄れつつある戦争の記憶を常に新たにし、歴史から平和の尊さを酌み取っていかなければなりません。

先人たちの英知と不断の努力によって築かれた美しい郷土と平和な暮らしを守り、後世に引き継いでいくことは私たちの使命であります。

現在、全国で93.5%に当たる1,671自治体、愛知県では85.1%に当たる46自治体が「非核平和都市宣言」を行っております。知多地域では、半田市に続いて東浦町、武豊町、阿久比町、美浜町が既に宣言しています。

南知多町でも「ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間」のパネル展が開催されています。今年は戦後80年です。そして来年は、町制施行65周年の節目を迎えるということを契機に、南知多町が核兵器のない平和な世界を目指す自治体として「非核平和都市宣言」を行うことを要望いたします。

なお、提出者及び賛成者は、お手元の発議書のとおりでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木浩二君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

通告がございませんので、討論を終結いたします。

これより発議第8号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第21　閉会中の継続審査（調査）について

○議長（鈴木浩二君）

日程第21、閉会中の継続審査（調査）についての件を議題といたします。

議会運営委員長、各常任委員長、各特別委員長から所管事項について、閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とする

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

---

○議長（鈴木浩二君）

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和7年第5回南知多町議会定例会を閉会いたします。皆さん御苦労さまでした。

[閉会 10時52分]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議長 鈴木 浩二

署名議員 山本 優作

署名議員 内田 保